

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)自動用空気貯槽排水配管において、排水時に詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	G III	
2	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)の淡水置換水入口弁において、操作中に弁棒部分を折損してしまったため、当該弁を修理。	G III	
3	その他	3・4号機廃棄物処理建屋雑固体廃棄物焼却設備において、福島県生活環境の保全等に関する条例第18条に基づき、代表者の変更届けが、設置届出以降実施されていないことが認められたため、対策検討および類似事項調査。	G II	